

社会福祉法人 利府町社会福祉協議会 車両貸出し事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動や身体が不自由な者の外出支援に資するため、利府町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車両を貸し出すことにより、利府町の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象)

第2条 本会の車両は、次の各号のいずれかに該当する団体または個人に貸し出すことができる。

- (1) 利府町内で無償もしくは非営利の地域福祉活動をしている団体
(町内会や老人クラブ、ボランティア団体等)
- (2) 利府町内に住所を有し、外傷や疾病により身体が不自由なため外出が困難な者の送迎
- (3) その他、利府町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたとき

(利用目的)

第3条 車両の利用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会の行事、地域のサロンなど無償もしくは非営利の地域福祉活動
- (2) 外出が困難な者の通院等の外出支援
(定期的に介護タクシーを利用している者を除く)
- (3) その他、会長が必要と認めたとき

(貸出車両)

第4条 貸出しをする車両については、下記のとおりとする。

- ①トヨタハイエース（宮城 800 そ 6134）

(運転手)

第5条 運転手は、申請者が手配をする。

2 運転手は、申請時もしくは利用当日までに、本会に運転免許証の写しを提出しなければならない。

(利用の手続き)

第6条 車両を利用しようとする者は、別紙の様式第1号「車両使用申請書」を本会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用日の3ヶ月前から7日前までに提出しなければならない。

(貸出し日及び時間)

第7条 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする（祝日を除く）

2 車両は当日に貸出し、当日に返却とする。

(利用料)

第8条 車両の貸出しは、無料とする。燃料費については、町内にて車両を使用した場合は無料とするが、町外にて使用した場合は利用者の負担とする。

2 駐車場代、有料道路の通行料等を含むその他費用については利用者の負担とする。

(利用の制限)

第9条 利用者は、この要綱で定める目的以外への利用、もしくは第三者への転貸をしてはならない。

(損害賠償)

第10条 この事業の利用者は、その責めに帰すべき事由により車両等を損傷したときは、これを補償し、又は修理しなければならない。

(事故の処理)

第11条 この事業の利用者が事故を生じた場合、法令等で定められた措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速やかに本会に報告しなければならない。
- (2) 本会が必要とする書類等を遅滞なく提出しなければならない。
- (3) 本会の承認を得ないで相手方と示談をしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この要綱は、令和7年10月1日から施行する。